

# 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 改訂のポイント

## 1 マスク着用の考え方の見直し

### (1) 基本的な考え方

- 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。  
(混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面を除く。)
- 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましい。  
たとえば、対面形式のグループ活動では、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気を行い、大声での会話は控える。また、一斉に大きな声で話す活動や合唱等では、近距離で向かい合っでの発声や歌唱等を控える。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。

### (2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- マスクの着用を求めないことを基本とし、国歌・校歌の斉唱等を行う時は前方1 m程度、左右50 cm程度を目安とした距離を確保する。
- 感染症対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮を行う必要はない。

## 2 効果的な換気の実施

引き続き、効果的な換気を励行する。

## 3 給食等の食事をする場面における対策

給食等の食事をする場面では、飛沫を飛ばさないように注意する。また、適切な換気の確保や大声での会話を控えること、机を向かい合わせにしない(向かい合わせにする場合は1 m程度の距離を確保する)こと等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

## 4 いわゆる「濃厚接触者」について

マスク着用の有無に関わらず、「手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者」が出席停止の対象となる。